



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成21年(2009年)11月12日

住 所 北海道旭川市住吉四条二丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社

代表取締役 茂田 貴範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	平成21年(2009年)11月12日	許可番号	上環生第2403号
処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8の2号(がれき類の破碎施設) ----- がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	北海道上川郡当麻町7107番		
処理能力	1,184t/日(8時間) 148t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) · 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和元年(2019年)8月6日許可証書換交付

(上川総合振興局)